

「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」の中間総括について

検討会においては、令和7年4月に、これからの篤志面接活動の在り方のうち、当面する最も重要な論点Ⅰ「篤志面接活動の範囲と重点とすべき事項」に関して意見交換した結果を、記の1のとおり中間総括としてとりまとめました。

記

【刑事施設】

はじめに

そもそも今回の検討会が開催されるに至った背景として、令和7年6月に刑事施設に拘禁刑が創設されることとなり、この刑法改正が明治40（1907）年以来約120年ぶりの大きな改正になることから、刑事施設における刑の執行の在り方、すなわち受刑者処遇が大きく変化し、一種のパラダイムシフトが生じるのではないかという時代認識がある。そして、劇的に変化する時代にこれまでの篤志面接活動を続けていくことでいいのだろうか、新しい時代の要請があるとすればそれにどう応えていけばいいのだろうか、という問いかけと疑問がある。議論が開始されてからも、この時代認識に対する問いかけを抱えながら意見交換がなされた。

そこで、拘禁刑創設の趣旨や、これを契機として刑事施設における受刑者処遇がどのように変わっていくのか、その変化の中で篤志面接委員に期待されることはどのようなことなのかということについて、議論を開始する前の令和6年5月に矯正局の成人矯正課長からその概要を説明していただいた。

しかし、それによって、私たちの頭はスッキリし、今回の変化と時代認識をはっきりと理解して議論に臨むことができたのだろうか。そうではなかった。議論が進んでも、私たちの頭にはモヤモヤとした霞がかかっており、変化を明確に捉えることは難しかった。成人矯正課長が既に説明しているにも関わらず、参加委員の中からも、「矯正が篤志面接委員に何を期待しているのか、はっきり示してほしい」との要望が繰り返し述べられた。そこで、議論が進んだ本年1月に、再度、成人矯正課補佐官から説明していただいた。それでも、スッキリしない部分が残った。

改めて考えてみた。なぜ、スッキリしないのだろうか、と。すると、先ほどの時代認識について、矯正局と私たちの間に違いがあることが原因ではないだろうか、と気が付いた。確かに、今回の拘禁刑創設は大きな改正である。義務として課される作業に縛られることなく、受刑者の特性に応じて、作業、改善指導、教科指導などを柔軟に組み合わせた処遇を実施することができるようになった。集団編成基準も、犯罪傾向の進度によるA・B分類を廃止し、特性に

応じた24種類の矯正処遇課程を設けた細やかなものとなった。矯正処遇も、受刑者の改善更生を一層図るため、例えば、作業を再構築し、コミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る作業や認知機能の向上を図る作業を導入したり、また、改善指導にオープンダイアログ手法を取り入れた対話実践を導入したりする。加えて、特性に配慮した処遇を行う必要性が高い者に対して多職種の職員によるチーム処遇を実施することなどが予定されている。

しかしながら、振り返ってみると刑事施設においては、旧監獄法を全面改正した平成18年の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事収容施設法」という。）によって受刑者処遇の基本型は既に定められており、今回の改正は、実は、それを根底から変えるものではなく、その延長線上に位置づけられるものと言える。例えば、受刑者処遇の原則について、同法第30条は「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」と定めている。また、同法第84条第1項で矯正処遇として、作業、改善指導及び教科指導を定め、これらの矯正処遇に当たっては同条第2項で処遇要領（一人一人の受刑者ごとに矯正処遇の目標、その基本的な内容と方法を定める矯正処遇の実施要領）に基づいて行うことを定めている。

このように、処遇の基本的枠組みはこの頃に既にできていたのである。刑事収容施設法の施行とともに、科学的効果の認められる認知行動療法に基づく教育プログラム（薬物乱用防止教育プログラムや性犯罪再犯防止プログラムなど）が標準プログラムとして実施されるようになった。

また、この年の前後に、法務省は厚生労働省と連携して、出所者等の就労を確保するための総合的就労支援施策や福祉的支援を必要とする出所者等のための特別調整制度を開始している。

その後、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体、民間が一体となって犯罪や非行を起こした者の円滑な社会復帰を促進することにより再犯・再非行の防止に取り組むことが定められた。第二次再犯防止推進計画では、矯正施設でも、「就労の確保（拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施、雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理等）」、「犯罪を起こした者等の特性に応じた効果的な指導」や「学校等と連携した修学支援」などが重点課題とされている。

そして、令和4年の刑法等の一部改正によって拘禁刑が創設される（施行は令和7年6月）とともに、犯罪被害者等の心情聴取・伝達制度が導入された。また、これとともに受刑者の社会復帰支援が刑事施設の長が行うべき本来業務として法定化された。

したがって、受刑者処遇におけるパラダイムシフトは、平成18年に始まり、その後の数次にわたる推進強化方策の導入を経て、令和7年の拘禁刑の導入を

もって、丁度階段の踊り場のような、一定の高み（あるいは段階）に達したと
いうことができる。もとより、受刑者処遇体制の変化はそこで終わるものでは
なく、拘禁刑創設の理念に基づき、被収容者の改善更生と円滑な社会復帰の実
現のために、そこから更によりよい形を求めて変化していくものと言える。換
言すれば、拘禁刑の導入は受刑者処遇におけるパラダイムシフトの一定の到達
点であり、通過点であると理解すべきなのである。

1 篤志面接委員に期待されること

矯正局からは、2回にわたって、拘禁刑が導入される「新しい」時代に篤志
面接委員に期待することについて説明がなされた。それを聞いた私たちは、一
種の驚きと違和感をもって聞いていた。なぜなら、そこにはほとんど「新しい」
期待はなく、「これまでと同様な」期待が示されていたからである。しかし、
前述したような時代認識に立てば、矯正局の説明は理解することができるので
ある。

そこで、矯正局から示された「篤志面接委員に期待されること」を見てみる
と、以下のとおりである。

【知識・技能】

豊富な知識・多彩な経験を元に、職員ではカバーできない被収容者のニーズ
に応えること

- ① 知識の付与や問題解決
（例）法律相談、職業相談、福祉相談など
- ② 教養や社会的スキルの付与
（例）簿記、珠算、英会話、書道、話し方教室、教科指導など
- ③ 余暇活動の充実
（例）ディスクジョッキー、茶道、華道、短歌、俳句、絵画、歌唱指導の
ほか各種クラブ活動など
- ④ 不安の解消・低減
（例）精神的煩悶相談、家庭相談のほか各種相談面接など
- ⑤ 改善更生・社会復帰に向けた働きかけ
（例）刑執行開始時の指導、釈放前指導、改善指導など

【信頼・希望】

一般社会の方々の代表者としての立場から、出所後の社会生活に向けた手が
かりを付与すること

- ① 被収容者の考えを受け止めることで、人とつながるための信頼関係の土
台を形成
- ② 多様な考え方、生き方を教授することで、被収容者の改善更生の意欲を
喚起
- ③ 社会で生きる力の強化や、希望の付与

下段の【信頼・希望】は、活動の例示がないので、上段に例示した活動を通じて篤志面接委員に期待されることと考えられる。

矯正局の説明によれば、拘禁刑の導入に伴って受刑者処遇の一層の充実が求められており、新しい矯正処遇（例えば、オープンダイアログ手法の対話実践や動機付け面接など）に篤志面接委員の支援が得られればありがたいと考えているが、施設によって篤志面接委員の人数や構成に違いがあるため、具体的にはそれぞれの施設において調整する必要があるという。いずれにしても、これまでの活動と大きく変わるところはない。

2 どこまでが篤志面接活動か

拘禁刑の導入を始めとする受刑者処遇におけるパラダイムシフトの推進、国だけでなく地方公共団体や民間の組織をも巻き込んだ再犯防止施策の展開といった状況の中で、篤志面接委員はどこまで活動すべきと考えればいいのだろうか。その活動範囲に関して協議したところ、多くの委員は「篤志面接委員の活動の拠点は施設にある」、「今、施設においてできる教育指導の支援をしていくのが、私たちの仕事なのではないか」など、施設における受刑者処遇を支援することが委員の役割であるとの意見であった。

しかし、一方で「篤志面接委員は受刑者の円滑な社会復帰を支援することも役割の一つであり、刑事施設を出たらそこで途切れてしまう現状の活動は不十分である」、「社会復帰後の支援との連携、具体的には保護司との連携を図るべきではないか」、「犯罪者と非行少年の改善更生と社会復帰を一連のつながりの中で実現する必要がある」との意見も提出された。これに対しては、「施設をボランティア活動の拠点としている篤志面接委員に施設外の支援まで期待することはできないのではないか」、「仮に社会復帰後の支援まで求めるのであれば、相応の法的根拠が必要ではないか」、「矯正と保護のそれぞれの機関を担う人たちが異なっていることは（行政の役割分担であって）問題ではない。学校の担任教師が小、中、高と異なるように、同じ対象者に関わる人たちが異なっても問題ではない」等の意見が出された。

また、篤志面接活動に関する地域社会の認知と理解を深める観点から、大学生との意見交換会の実施、大学生に対する広報や施設見学の実施などの事例が報告された。

以上、現状の法的枠組みにおいては、施設をボランティア活動の拠点としている篤志面接委員の性格上、施設内の処遇を支援する活動こそ篤志面接委員の活動であり、仮に施設外の社会復帰支援まで期待するとすれば、法的根拠と経済的補助の整備など所要の措置が必要ではないか、とする意見にまとめられる。

ただし、社会復帰支援に関与している保護司等との連携については、施設を通じて事実上可能な活動もあるため、今後検討する。

3 これからの篤志面接活動～個別の相談面接～

篤志面接委員という名称が象徴する個別の相談面接活動については、刑事施設の篤志面接活動の約3割程度に減少してきている現状を踏まえて、これからの在り方を議論した。実際に行っている面接事例として、処遇困難な昼夜独居の人たち、高齢者、精神疾患にり患している者、無期懲役受刑者、未決拘禁者等の事例を挙げながら、「受刑者等の相談面接のニーズはあると考えるが、篤志面接委員との面接に円滑につながっていないのではないか」、「願箋による願出がないと面接できないが、願出によらず、職員が相談面接の必要性を判断して対象者を選ぶ（最終的には本人の同意は得る）仕組みをもっと考えるべきではないか」、「実際に受刑者数の少ない某拘置所では、職員が選定した受刑者と（本人の同意を得て）と複数回面接しており、自己の問題をみつめる手助けになっている」、「面接は、少年院と同じように同じ対象者に複数回できるようにすべき」などの意見が出された。また、被収容者にとって篤志面接委員やその制度の存在がもっと分かりやすいものになるように、例えば刑執行開始時のカリキュラムの中に篤志面接委員が制度の説明やどのような委員がいてどのような面接相談に応じているかを直接説明する時間を設けたりすることの必要性も主張された。

総じて、未決拘禁者も含めた被収容者が心安らかに施設内生活を送るとともに、受刑者が意欲と希望をもって受刑生活に取り組み、社会復帰に備えることができるように、篤志面接活動を一層活用できるよう施設の配慮を求める意見が多く提出された。また、方法的には現状の願出による面接を基本としながらも、施設との協議によって可能であれば、願出によらず職員が対象者を選定する方法も取り入れてはどうかとの意見も出された。

4 これからの篤志面接活動～教育指導の支援～

個別的な相談面接以外の篤志面接活動のこれからの在り方に関しては、施設が求める種類の教育指導の支援を可能な限り行っていくという観点から提出された意見が多い。現在でも、施設の職員ではカバーできない趣味・教養に関する指導（各種のクラブ活動指導を含む。）、いろいろな依存症からの回復を図る教育プログラムなどの改善指導や教科指導などの矯正処遇の支援、刑執行開始時の指導や釈放前指導などの各種指導の支援、余暇活動の充実と心情の安定を図る活動（ディスクジョッキーなど）等、幅広い支援活動を行っている。

拘禁刑の創設に伴い、矯正処遇の一層の充実が求められていることから、篤志面接委員としてできる新しい活動に関して施設職員と協議し、薬物やギャンブル依存症を有する受刑者に対する教育プログラム（グループワークなど）に関与することを検討している事例も報告された。また、すでに20年以上前から、受刑者だけで話し合う「更生座談会」（テーマは職員が選定し、例えば「自分の一番大事なものはなんですか」など「正解」のないテーマを選定する。）

に篤志面接委員が介添え役として関与している事例も報告された。このほか、書道指導の事例や300回以上の実施回数を数える所内ディスクジョッキーの事例なども報告され、改めて、篤志面接委員の活動範囲の広さを実感させられた。

今後、施設や被収容者のニーズに応じた支援活動を施設と協議しながら可能な限り展開していく姿勢が確認されたといえることができる。

5 その他の意見

○ 活動範囲の広がりよりも今の活動の深化を考える

これまでの篤志面接活動は、委員一人一人の人間性・人格を背景とした人間的触れ合いによって被収容者に生きる希望を与えたり、信頼関係の土台を形成したりしてきた側面があり、その貢献は決して小さくない。そこで、これまでの活動の意義を再発見し、これまで以上に被収容者の心に響くように活動を深化させるべき、との意見が提出された。

○ 篤志面接委員とその活動の法定化

国、地方公共団体及び民間団体が連携して再犯・再非行の防止施策を展開しており、犯罪者と非行少年の改善更生と社会復帰に関する政策を一連のつながりの中で実現していく必要があるとの意見に関連し、篤志面接委員とその活動を法定化して、位置づけを明確にする必要がある、との意見が提出された。

また、これに関連して、西洋諸国における同様な制度の状況を比較法的に調査研究する必要性も一部委員から指摘された。

【少年院】

1 篤志面接活動の現状

少年院において活動している委員の多くは、同じ少年との個別面接を月に1回程度の間隔で出院まで継続して行っており、少年との信頼関係を形成する中でその成長を見守りつつ、さまざまな相談に応じている。篤志面接委員という名称が象徴する個別の相談面接を活動の主体としているため、委員はやりがいを感じながら活動に従事しているといえることができる。

しかし、では、委員は現状に満足しているのかといえば、そうではなく、少年院の教育の現状にある種の心配、疑問を感じている。例えば、少年と本音で語り合えるぐらいに信頼関係ができた委員は、少年との面接に際して、出院までに受講しなければならないプログラムが多くて「正直、疲れました」という言葉を聞いたという。「過剰なほどの教育プログラムを十分消化できずに出院を迎えているのではないか」と危惧している。また、ある委員は、現状におい

て「残念と思っているのは、絵画クラブなどのクラブ活動、情操教育の機会がなくなっていることです。10年ほど前から教育プログラムの時間が混んできてクラブ活動が犠牲になってしまったのですが、特定生活指導などの教育プログラムも大事ですが、一方でクラブ活動などの情操教育も大事なものと考えている」と、標準的な教育プログラムがカリキュラムに次々と組み込まれてきた一方で、情操教育の時間が減少している状況に警鐘を鳴らしている。

また、少年院での勤務経験の長い理事長からは、趣味や教養の指導時間が減少していることは、非行に至ることなくどのように余暇を過ごすかを学ぶ観点からも疑問があるとし、少年院で「教える」部分が増えてしまい、「育てる」部分が減ってきている現状に問題意識を抱いている旨の指摘があった。

2 矯正局の現状認識

これに対して、矯正局少年矯正課からの説明を求めたところ、課長補佐からは「平成27年に少年院法が全面改正された後、体系化された矯正教育課程や標準的な教育プログラムが各施設に示された上に、令和4年4月には特定少年の創設を始めとした改正も加わり、カリキュラムが増えて日課編成が余裕のない状態になっていることは承知しており、当局としても、そのような現状に問題意識を持っています。そこで、実は現在、いくつかの施設においてカリキュラムの柔軟な対応、例えば教育プログラムの定められた指導の時間を少し短くすることなどについて試行しているところです。その上で、施設が必要と考える個別面接や篤志面接活動を含むその他の活動などの時間を増やすようにできることを検討しています」との説明がなされた。

3 これからの活動

以上から、今後の篤志面接活動としては、個別の相談面接を中心とした活動を今後も継続していくことが重要であるとともに、情操の指導や余暇の善用につながる趣味や教養の指導についても、施設との協議の上で可能な限り支援を強化することが望まれる。

【組織共通のこれからの篤志面接活動について】

以上から、今後の篤志面接活動の在り方については、これまでと同様に、被収容者に対する深い人間愛を基礎として、その立ち直りのための様々な支援を継続していくとともに、時代の変化に伴う新たなニーズにも積極的に応えていくことが求められている。すなわち、活動の基本スタイルは変わらないものの、それぞれの施設の実情に応じて可能な限り、被収容者一人一人のニーズに応じた支援を強化する方向で、個別の相談面接の機会の拡充や施設内処遇への新たな支援の拡大のための取組を施設と協議しながら進めていくことが求められる。